

内容

一、冒頭ノ辭

二、審議會設置ノ事由

三、審議會ノ機能

四、審議會ト調査局

五、結語

一
内閣審議會第一回會議ニ於ケル内閣總理大臣挨拶

今回内閣審議會ガ設置セラレ、茲ニ第一回ノ會合ヲ開クニ當リ
マシテ、一言御挨拶ヲ申シ述べ度イト存ジマス。

二
現下我國内外ノ情勢ハ是ニ重大デアリマシテ、庶政更張ヲ要
スルコト極メテ緊切ナルモノガアリマス。申ス迄モナク政府ニ於テハ
時局ノ推移ニ應ジ各省トシテハ夫々主管事項ニ關スル調査
研究ヲ怠ラス、内閣トシテハ其等ノ結果ヲ統一大成シテ時々

ニ必要ナル應急的政策ヲ行フ外、國政全般ニ互ツテ根本政
策ヲ樹立スルコトニカメテ居ルノデアリマス然レシナガラ内外ノ事
情ハ年ト共ニ複雑ヲ加ヘ、各箇ノ重要政策ハ相互ニ影響
スル所深ク之ニ對スル社會各方面ノ要望モ亦多岐ニ互ル
場合ガ少クナイノデアリマシテ、此ノ情勢ニ鑑ミルトキハ、今ヤ各般
ノ方策ガ當面ノ必要ニ應ジテ部分的ニ策定セララルニ止マラス
特ニ総合的ナル國政ノ基調タルベキ大計ヲ審定シテ、政治ノ

刷新、社會生活ノ改善ヲ圖ルノ要最モ所要ナルヲ感ゼザル
ヲ得ナイノデアリマス。而シテ此等ノ所謂國策ト稱スベキ重要
政策ノ樹立ニ付テハ具ニ各般ノ利害ヲ檢討シ十分ナル調査及
究ヲ加ヘテ萬遺憾ナキヲ期セネバナラヌコトハ言フヲ俟タナイ
所デアリマスガ、之ガ爲ニハ從來ノ機構ノミヲ以テシテハ所期ノ
目的ヲ達スルニ不十分ナル憾ガアリマス。テ政府ニ於テハ此ノ點
ニ付テ從來慎重ナル研究ヲ盡シ來ツタ結果、今回茲ニ内

閣審議會ガ設ケラレ廣ク各方面ニ於ケル練達堪能ノ士ノ
協カニ俟タントスル次第デアリマス。各位ハ我國現下ノ時
局ヲ深ク洞察セラレ、進ニデ此ノ重責ニ膺ラントセラルル
ノデアリマシテ、私ハ各位ノ赤誠ニ對シ深甚ノ敬意ト期待
トヲ持ツモノデアリマス。

内閣審議會ノ機能ニ付キマシテハ既ニ官制ニ明ナルガ如ク、
内閣ノ諮問ニ應ジテ國家ノ重要政策ヲ調査審議スルト

共ニ自ラ進ンデ攻究シタル所ヲ内閣ニ建議スルコトヲ得ル
モノデアリマシテ、内閣ニ於テハ其ノ答申又ハ建議ニ對シマ
シテ、十分之ヲ尊重シ之ヲ實行ニ移シテ國策ノ實現ニカ
ル考ヘデアリマス。

内閣審議會ノ機構ガ従前ノ此ノ種機關ニ比シ特異ナル
點ハ内閣審議會ト内閣調査局トノ間ニ密接ナル聯繫ヲ
有スルコトデアリマス。内閣審議會ノ庶務ハ内閣調査局

ニ於テ之ヲ掌ルモノデアリマシテ從テ内閣審議會ニ於ケル調
査審議ニ必要ナル事項ニ付キマシテハ内閣調査局ニ於テ之
ヲ擔當シ相俟ワテ機能ノ完壁ヲ期シテ居ル次第デアリ
マス。

世上一部ニハ内閣審議會ヲ以テ何等カノ不純ナル政治的
意圖ニ出ヅルモノアリトシ、或ハ又内閣施政ノ責任ヲ轉
嫁スルノ具ナリトナス者モアルヤニ聞クノデアリマスガ之ハ全

ク誤解ニ至クモノデアリマシテ眞ニ遺憾トスル所デアリマ
ス。内閣審議會設置ノ趣旨ハ前ニ述べマシタ通り、現
下國運躍進ノ途ニ在ル重大時局ニ際シ、特ニ國政ノ大計
ヲ樹立セントスルニ外ナラナイノデアリマス。各位ハ宜シク政府ノ
意ノ存スル所ヲ諒トセラレ、邦衆ノ爲ニ十分御盡瘁
アラムコトヲ衷心冀望致ス次第デアリマス。

並美繪紙(十三行全)(書并紙)

0000 0556

JUN 11 1935

5

審第四號

昭和十年六月八日

吉田内閣調査局長官



高橋内閣審議会副会長殿

通知

來ル十七日（月曜日）午前十時ヨリ内閣總理大臣官舎ニ於テ内閣審議會第二回總會相開カレ候間御參集相煩度